

令和6年第11回教育委員会議事録

令和6年7月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年7月10日（水）午後2時00分～午後2時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 松尾 了
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 森 令子 特別支援教育課長 河合 義人
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 中曾根 聡 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 鈴木 伸建 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター教育相談担当課長 半野田 聡

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 中野 雄介

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 2名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 4
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 5

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事進行に先立ち、皆様にお知らせいたします。久保田委員は6月16日の任期満了をもってご退任され、6月17日付けで、大川康憲委員が新たに教育委員として任命されました。本日は任命後、最初の教育委員会となりますので、大川委員から一言ご挨拶を頂きたいと思っております。お願いいたします。

大川委員 大川です。よろしくお願ひいたします。学校法律相談員や桃二小のCSなどを通じて杉並の教育に関係して参りました。ふだんは弁護士という仕事をしておりますので、そういった知識や経験を基に、まずは初めてで何も分かりませんが、その分、積極的に質問をして皆様から教えていただくことを心がけながら、杉並の教育に携わっていきたくと思ひます。よろしくお願ひいたします。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございました。よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程についてでございますが、報告事項2件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく、学校運営協議会委員の任命について、ご報告させていただきます。

今回任命されるのは、中学校1名ということになっております。任期は令和6年8月1日から2年間ということでございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。
對馬委員。

對馬委員 この方は、差し支えなければ簡単にバックグラウンドといい

ますか、校長推薦ということになっていきますけれども、どんな方が教えていただけますか。

学校支援課長 和田中学校の保護者の会のまとめ役をされている方ということで、校長先生からの推薦となっております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項1番についての質疑は終わります。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和6年6月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

6月分の合計は全体で21件でございます。定例・新規の内訳は、定例が19件、新規が2件でございます。共催・後援の内訳は、共催が4件、後援が17件でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。大川委員。

大川委員 この共催と後援について、認めるかどうかの判断の基準となるような規則があるのか、あれば教えてほしいのと、あと共催と後援はどう違うのかを簡単に教えていただければと思います。

生涯学習推進課長 共催・後援名義につきましては基準がございまして、杉並区教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱というのがございます。その中の第4条に使用承認の基準という項目がございまして、その中に1項、2項にわたってそれぞれどういうものでなければいけないという基準が細かく記載されております。主立ったものを挙げますと、例えば事業目的が明らかに教育、学術、文化の向上・普及に寄与するもので、公益性があるものですか、あと教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないもの、あとは事業活動が非営利であるもの、また、会員の募集や団体の拡大を目的としたものでないもの、政治目的、または宗教活動を有しない等々の基準がございます。

共催と後援の違いでございますけれども、共催につきましては字のごとく一緒にやるということですので、資金的な援助もいたしますし、内容についても関与すると。後援は、基本的には団体が計画を立てて、区

がバックアップをするというものでございます。

大川委員 ありがとうございます。区の共催・後援ということですが、やはり信頼性というのが担保されると思いますので、きちんと判断して、活用していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 3点お伺いします。4ページの新規の2点ですね。みらいの学びフェスティバル製作委員会のもの、河北医療財団ということで団体名として申請されていますが、差し支えない範囲で簡単な内容を教えていただきたいと思います。

それから5ページの定例ですけれども、チャイルドラインすぎなみの活動なのですが、今、現状どういう感じなのかということをお教えいただけたらと思います。差し支えない範囲で結構です。よろしくお願いたします。

庶務課長 私の方から新規の2件についての話をいたします。みらいの学びフェスティバル製作委員会については、申請の内容を見ますと、京王電鉄の協力を得ながら、ゲーム、スタンプラリー、ほかにはワークショップというようなことで開催をして、沿線であります杉並区内の子どもたちのキャリア教育、または探求学習について正しく理解して体験するといったものを目指した事業となっております。

また、河北財団の申請につきましては、河北病院の方でキッズ体験といえますか、病院のお仕事の体験をするということで、小学校4年生から6年生ということで、いろいろな仕事を体験しながら学んでいく、そういったイベントでございます。

済美教育センター所長 私からは、チャイルドラインすぎなみの件について、お話をさせていただきます。

まず、こちらにつきましては、いじめ等も含めまして、子どもたちの様々な悩みを聞くことをねらいとして、対面ではなくて電話ですとか、チャットで相談を受けるようなことで活動しております。杉並区だけの組織ではなくて、大きな組織の中の杉並支部といったらいいのかあれですけれども、そういうもので、長きにわたって私どもも後援をしております。実際にどのぐらいの相談が来ているのか等の件数は分かっておりませんが、継続的に活動されているということで、一定程度のご相談が寄せられているのではないかと考えております。以上です。

伊井委員 始まってから大分たっていると思うのですが、数とかは把握をしていないということなのですが、そうすると例えば杉並区の中で、ここがどういうふうに子どもたちの相談の場になっているとか、その辺りというのは、ほかにもいろいろな取組がありますけど、そのようなこととも組み合わせて、子どもたちが何かの時にそこに相談ができる、あるいは話を聞いてもらえるような場がたくさんあったほうがいいと思いますし、役に立つ、子どもたちにとっていい場になるような感じで進んでいっていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、先にご説明いただいたところなのですが、1番に関しては対象も杉並区だけではなくて、多くの方を対象としていらっしゃるのかなと思いますが、対象を含めましてどれぐらいの人数の参加を対象としているのかとか、あと河北病院の場合は、地域的にはその周辺の方、また4年生から6年生ということでしたけれども、そこをちょっとお尋ねできたらと思います。

庶務課長 最初にお話ししました京王電鉄との協力でやるあそびとまなびのフェスティバルにつきましては、一応計画上は沿線の参加予定人員が1万人ということですので、54日間、2か月近くの期間ですので、累計で大体1万というような人数を計画されているのかと思います。

河北については40人というところで、病院体験ということで計画されているようでございます。

伊井委員 ありがとうございます。夏休み中ということで、安全を期していただいて、いい体験になればいいなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。前田委員。

前田委員 先ほど後援と共催の違いについてお伺いした時に、ちなみにこの後援というのは特に杉並区が一緒に関わるわけではなくて、チラシなどを配るということを許可するという認識かと思うのですが、共催の時は一緒にやるというお話でしたが、杉並区から何か金銭的に支援したりしている部分というのはあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 会場の確保ですとか、もちろん使用料の免除ですとか、そういうところで援助をしているところがございます。

前田委員 ありがとうございます。そうすると会場代をお支払いしてい

るという感じで、それ以外は特に。どのぐらいのお金が杉並区からバックアップとして出ているのかなというところが、ちょっと気になったのですけれども。

生涯学習推進課長 統一的にいくらということではございません。場所も集会室を使う場合と、ホールを使う場合がございまして、ホールを使う場合は一定金額にはなりますし、集会室の方はそれほどでもないというところはございます。あとは大学の公開講座みたいなものについても、これは共催事業として扱っている部分がありますので、それについては1回、講師の費用をいくらというような形で支援する場合もございます。

前田委員 ありがとうございます。そうするとそこに出したお金はどんなふうに使われたかというのも、もちろんその後、確認をされているということですね。

生涯学習推進課長 この共催・後援名義については、もちろん申請を受け付けて、起案を立てて決裁して、承認をすると。その後、事後的に報告書を必ず、決算報告書も含めて出していただいで、どういう形で終了したかということも確認することになってございます。

前田委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項2番につきましての質疑を終わります。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会についてでございますが、公務の都合から日程を変更させていただきまして、7月26日金曜日、午前9時から開催を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。